

DCプランナーのためのスキルアップ塾

「企業年金」

DC拠出限度額の見直し概要
～DB仮想掛金額の導入～
について

企業年金連絡協議会 専任顧問

田川 勝久 (たがわ かつひさ)

元ジェシービー企業年金基金副理事長。年金シニアプラン総合研究機構評議員、日本年金学会幹事、年金総合研究所評議員。

特定社会保険労務士、中小企業診断士、1級DCプランナー、DCアドバイザー、CFP®、1級FP技能士。

1. はじめに

2020年6月5日、新型コロナ禍の下で「年金制度強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」（以下、改正法という）が公布された。直後に開催された企業年金・個人年金部会では、法改正後の課題のうち改正法の施行（2020年10月）に併せて対応すべき点を、税改正のプロセスも考慮して優先的に議論する方針が確認されていた。7月には厚労省がDC拠出限度額の見直し（案）を示し、8月には関係団体へのヒアリングが2度実施され、9月以降は具体化に向けて議論が

進められた。11月に見直し（案）が大筋で合意された。その概要について解説する。

2. DC拠出限度額の考え方

DC拠出限度額の基本的な考え方は、図表1の通りである。

3. DC拠出限度額の見直し案

基本的な考え方の背景は、①現状DCの拠出限度額は、働き方や勤務先によって税制上の非課税限度額が異なっている。②働き方や勤務先によらず、より公平で分かりやすい制度とし、全国民が老後の所得確保に備える仕組み

が必要の2点である。この考え方によりDC拠出限度額の見直しがなされた。見直し案の考え方は、図表2の通りである。

4. DC拠出限度額の見直し案

(1) DB仮想掛金額がDC拠出限度額以内

① 現行、DB併用先の企業型拠出限度額は2.75万円だが、「企業型DC拠出限度額＝月額5.5万円－DB仮想掛金額」とした場合、企業型DC掛金の引上げが可能となる場合がある（規約変更後に新ルールが適用される予定）。

② DB仮想掛金額が1.5万円の場合、企業型DC拠出限度額は月額4.0万円まで可能。

③ 「iDeCo拠出限度額＝月額5.5万円－DB仮想掛金額＋企業型DC掛金額」とした場合、iDeCo掛金の引上げが可能となる場合がある。

(2) DB仮想掛金額がDC拠出限度額超の場合

① 企業型DCの掛金額とDB仮想掛金額が5.5万円を超える場合は、DC掛金額の引下げが必要（経過措置あり）。

② DB仮想掛金額が月額5.5万円を超える場合は、DC掛金の拠出停止が必要になる（経過措置あり）。

図表2 DC拠出限度額の見直し案の基本的な考え方

項目	現行	見直しの方向性
拠出限度額の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 企業型DCの拠出限度額（月額5.5万円）は、厚生年金基金における特別法人税の非課税水準（望ましい上乗せ水準）として設定 DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額は、一律2分の1（月額2.75万円）として設定 これは、DBに加入している者と加入していない者との間で不公平が生じないように設定し、全てのDBに一律に適用しているが、多くのDBの掛金の実際は、この水準より低い 	<p>【企業型DC拠出限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型DCの拠出限度額は、DBごとの掛金額の実態を反映し、月額5.5万円から、DBごとに計算した掛金相当額（以下、DB仮想掛金額※）を控除した額とする <p>※DB仮想掛金額とは、DB制度ごとの給付水準を一定の計算方法により掛金相当額へ換算した金額で、DBを実施していない場合は0円となる</p> <p>・企業型DC拠出限度額＝月額5.5万円－DB仮想掛金額</p>
	<p><2017年1月iDeCo適用範囲拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業年金がある場合のiDeCo拠出限度額は、マッチング拠出の実態の大半をカバーする水準を勘案して設定（月額2.0万円または1.2万円） 企業年金がない場合は、企業年金を実施している企業の掛金の実際の実態の大半をカバーする水準を勘案して設定（月額2.3万円） 	<p>【第2号加入者のiDeCo拠出限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年改正法の検討条項・附帯決議に基づき、国民の自助努力の支援を公平に行うため、iDeCoの拠出限度額についても、DB仮想掛金額を反映することで、月額2万円に統一する（ただし、DBと企業型DCの事業主拠出と合わせて月額5.5万円を上限とする） DB仮想掛金額が5.5万円を超えた場合はiDeCoへの拠出は不可となるが、DBのみ加入者（企業型DCに加入していない者）であって資産額が一定規模以下等のiDeCoの脱退一時金要件を満たした場合は、脱退一時金の受給を認める <p>・iDeCo拠出限度額＝月額5.5万円－（DB仮想掛金額＋企業型DC掛金額）ただし、上限は月額2万円</p>

出所：三菱UFJ信託銀行 菅谷 和宏氏作成



り）。あるいは、DB仮想掛金額を抑制するため、DBの給付水準を下げられることも考えられる。

(3) 経過措置案について

① DB仮想掛金額は、実際に拠出された標準掛金総額を加入者数で除した額と近似することから、施行後最初の財政再計算が行われるまでの間、その額で代用することを認める。

② 施行日時点^(※1)で、企業型DCとDBを併せて実施している事業主については、「月額5.5万円－DB仮想掛金額」が2.75万円を下回る場合、企業型DCの拠出限度額を2.75万円とし、施行日直前の規約に基づく拠出を可能とする。但し、経過措置の適用を受けている事業主が、施行日以降に企業型DCの掛金またはDB給付設計の見直し^(※2)を行った場合には、経過措置の適用を終了する方向で詳細を検討する。

※1 本経過措置の施行日については、今後要調整。

※2 企業型DCについて、規約事項について、事業主掛金の額の算定方法（DC法第3条第3項第7号）の見直しを行った場合、DBについては、規約事項のうち、給付設計（DB法第4条第5号）の変更であって、DB法第58条の財政再計算を伴う見直しを行った場合。

(4) DB仮想掛金額の計算方法の考え方

① 各DBの基礎率から「標準的な給付水準」を算出し、利子分を控除したものを加入月数で除することで、毎

月定額の仮想掛金額を算定する（キャッシュバランスプランについても同様に計算する）。

② DB内でグループ区分を設定している場合あるいは総合型基金など複数の事業所で構成される場合は、当該区分ごとあるいはグループ区分ごとに算定する。

③ 加入者500名未満の簡易基準DBについては、標準掛金総額を加入者数で除した額とする。

④ DB仮想掛金額は、基礎率が更新される財政再計算のたびに算定する。

⑤ DB仮想掛金額の単位は、千円単位とする。

⑥ DB仮想掛金額の算定にあたっては、簡易基準DBを除き、年金数理人の確認を必要とする。

⑦ 計算方法の詳細については、今後、日本年金数理人会と協力して取り組みを進める。

(5) DB仮想掛金額の計算方法（案）

① DB仮想掛金は、「従業員の将来の給付水準」に対して、「事業主がその時点で拠出したものとみなされるもの」として算定する。

② 各DBの基礎率から、「標準的な給付水準」を算出し、そこから利子分を控除したものを加入月数で除することで、DCとも比較可能な毎月定額のDB仮想掛金額を算定する。

5. まとめ

DBは、事業主が加入者全体を一つの

集団として財政運営する仕組みであり、集団として給付と財源が等しくなるように設定している。将来見込まれる給付総額をまかなうための掛金総額を計算する際には、恣意的な拠出とならないよう、掛金総額を給与総額や加入者総数などの客観的な指標で除することで、掛金率や掛金額を設定している。事業主が現在拠出する額そのものが、その時点の加入者の受益に直接紐づくものではないため、企業型DCの拠出限度額からDBごとの掛金相当額を控除するにあたっては、掛金額そのものではなく、DBごとの給付水準から掛金に相当する額（DB仮想掛金額）を算定する必要がある。日本年金数理人会では、各DBの給付水準を重視して予定利率の影響を受けにくい計算方法を10月に提言していたが、最終的には「事業主がその時点で拠出したとみなされる」ことが重視され、採用されなかった。現在、仮想掛金額計算、経過措置、システム等の詳細が検討されている段階と考えられるが、懸念事項として、①仮想掛金審査の厳密化による事務の煩雑化、②経過措置の厳格化に伴う措置効果の形骸化、③仮想掛金額導入に伴う、DB実施事業主の毎月得喪報告の義務化等が想起される。見直しの施行時期は、2022年10月法改正施行と同時に可能性はあるが、今後の動向を注視したい。

図表1 DCの拠出限度額の考え方

		拠出限度額
企業型DC	①DBなし	<ul style="list-style-type: none"> 他の企業年金に加入していない場合の企業型DCの拠出限度額は、当時の民間事業所の大部分をカバーする給付水準62万円に厚生年金基金の免除保険料率の中央値3.5%を乗じ、厚生年金基金の「望ましい給付水準」である代行部分の1.7倍を乗じた金額として、月額3.6万円と設定 その後、2014年までに月額5.5万円までに段階的に引上げられた
	②DBあり	<ul style="list-style-type: none"> 他の企業年金に加入している場合は、厚生年金基金の上乗せ部分の平均的な給付水準の実績が、代行部分の0.86に相当し、当時の「望ましい上乗せ水準」（努力目標水準）が代行部分の1.7の概ね2分の1であったことを根拠に、DB等がない場合の拠出限度額3.6万円に一律に2分の1を乗じて、月額1.8万円と設定 その後、2014年までに月額2.75万円までに段階的に引上げられた
iDeCo（第2号加入者）	③DB・企業型DC共になし	<ul style="list-style-type: none"> 実際の大部分の厚生年金基金における上乗せ部分の平均掛金額が月額1.5万円であったことから、これとの均衡を考慮して月額1.5万円に設定。 その後、企業年金を実施している企業の事業主掛金と加入者掛金の実際の実態の大半をカバーする水準を勘案して、2014年までに月額2.3万円までに段階的に引上げられた
	④DBなし・企業型DCあり	<ul style="list-style-type: none"> 2017年1月にiDeCoの適用範囲が拡大、DBがない場合における企業型DCのマッチング拠出の実態の大半をカバーする水準（月額1.2万円）を勘案して、月額1.2万円に設定（公務員もDBのみに加入する者と同額で設定）
	⑤DBあり	<ul style="list-style-type: none"> 2017年1月にiDeCoの適用範囲が拡大、DBがある場合における企業型DCのマッチング拠出の実態の大半をカバーする水準（月額1.2万円）を勘案して、月額1.2万円に設定（公務員もDBのみに加入する者と同額で設定）
iDeCo（第1号加入者）		<ul style="list-style-type: none"> 2017年1月にiDeCoの適用範囲が拡大、DBがある第2号加入者と同額の、月額1.2万円に設定
iDeCo（第3号加入者）		<ul style="list-style-type: none"> 国民年金の上乗せとして、1991年に国民年金基金が創設され、国民年金基金の拠出限度額は厚生年金と企業年金を合わせた「望ましい給付水準」となるよう掛金ベースで月額6.8万円と設定。DCの拠出限度額もこれと同水準とし、国民年金基金の掛金額と合計で月額6.8万円と設定
iDeCo（第3号加入者）		<ul style="list-style-type: none"> 2017年1月にiDeCoの適用範囲が拡大、DB、DC共になし第2号加入者と同額の月額2.3万円に設定

出所：三菱UFJ信託銀行 菅谷 和宏氏作成